令和6年度事業計画

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

1. 啓発広報事業

- (1) 消防設備等の適正な設置及び維持管理についての啓発普及 新聞広告等による啓発・印刷物による啓発
- (2) 火災予防に関する啓発 火災予防運動・その他(県・消防局主催による催事等)に協力 防災フェスタ
- (3) ホームページ等による情報発信 ホームページ及びFacebook により随時発信

2. 講習事業

- (1) 消防設備士講習(鳥取県からの受託業務)
 - 10月9日(消火) 10月10日(避難) 10月11日(警報) 倉吉体育文化会館
- (2) 消防設備点検資格者講習(一般財団法人日本消防設備安全センターからの受託業務) 点検資格者本講習 1種7月10~12日 2種7月23~25日 米子コンベンションセンター 点検資格者再講習 1種7月30日 2種7月31日 倉吉未来中心
- 3. 出版物頒布事業

出版物、防火マーク等の販売

- 4. 点検報告制度の推進事業
 - (1) 消防用設備等の設置及び維持管理に関する調査研究並びに指導
 - ア 会員研修会の実施 9月19日~20日 高知県消防防災航空センター
 - イ 点検を実施する者に対する講習会の実施 消防設備等セミナー 11月21日 倉吉未来中心
 - ウ 消防関係機関との協議会の開催 7年1月16日 鳥取市
 - エ 消防用設備等点検報告率向上事業 西部消防局と連携
 - (2) 消防用設備等の保守契約に関する指導、斡旋
 - ア 保守契約に関する指導及び斡旋

良質保守業務の提供による保守契約の推進

- イ 消防用設備等点検済表示制度の推進
 - ① 推進要綱に基づく点検済表示制度を実施し、点検実施責任者を明確にして点検済票を貼付することを推進する。
 - ② 「消防用設備等点検済表示管理委員会」に諮り、適正な点検済表示制度を推進する。
 - ③ 各自治体の長に対し、消防用設備等点検済表示制度の活用について理解を求めるための申し入れを する
 - ④ 点検推進指導員を配置し、点検済表示制度の円滑な運用を確認する。
- ウ消防用設備点検器具等の貸出

連結送水管耐圧試験機の貸出

- (3) 消防用設備等の設置及び維持管理の適正化推進
 - 一般財団法人日本消防設備安全センターに維持会員として加入し、各都道府県協会相互の情報交換・ 協調連係を図る。
- 5. 表彰

消防設備等の保守業務、協会役員として永年にわたり尽力し、その功績が特に顕著であった者及び事業所に対して行う。

6. 会議

協会の円滑な運営及びと事業の適正な推進をするため会議を開催する。

7. その他